

登録実務補習機関 一覧

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成12年9月22日通商産業省令第192号）第20条第1項の規定に基づき経済産業大臣の登録をうけた登録実務補習機関は以下のとおり。

平成20年11月4日現在

➤ 中小企業診断協会	電話 03-3563-0851
	HP http://www.j-smeca.jp/

以上

中小企業診断士実務補習の標準手数料とその積算根拠

手数料	積算根拠
50,000 円 (5 日間コース)	6,215 円 (管理費) + 44,117 円 (事業費) \doteq 50,000 円